

## 新潟県企業局管理規程第10号

新潟県企業局宿舍管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年10月30日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県企業局宿舍管理規程の一部を改正する規程

新潟県企業局宿舍管理規程（昭和36年新潟県企業局管理規程第8号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において「<u>宿舍</u>」とは、企業の用に供する資産である建物又は局が借り受けた建物で、局が職員その他企業の運営上特に企業局長が必要と認めた者（以下「職員等」という。）のために居住<u>その他職員の福利厚生に資するため特に企業局長が必要と認めたもの</u>（以下「<u>居住等</u>」という。）の用に供し、又は供しようとした住宅及びこれに付帯する駐車場その他の工作物等をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。</p> <p>(宿舍の種類)</p> <p><b>第3条</b> 宿舍を分けて、次の3種類とする。</p> <p>(1) 公舎 局長、次長、局本庁の課長（これらに相当する職を含む。）及び事業所長の居住<u>等</u>の用に供する宿舍</p> <p>(2) 寮 2人以上の職員等の共同の居住<u>等</u>の用に供する宿舍</p> <p>(3) 職員住宅 職員等の居住<u>等</u>の用に供する前2号に掲げる宿舍以外の宿舍</p> <p>(補則)</p> <p><b>第22条</b> この規程に定めるもののほか必要な事項は<u>企業局長が別に定める。</u></p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において「<u>宿舍</u>」とは、企業の用に供する資産である建物又は局が借り受けた建物で、局が職員その他企業の運営上特に企業局長が必要と認めた者（以下「職員等」という。）のために居住の用に供し、又は供しようとした住宅及びこれに付帯する駐車場その他の工作物等をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。</p> <p>(宿舍の種類)</p> <p><b>第3条</b> 宿舍を分けて、次の3種類とする。</p> <p>(1) 公舎 局長、次長、局本庁の課長（これらに相当する職を含む。）及び事業所長の居住の用に供する宿舍</p> <p>(2) 寮 2人以上の職員等の共同の居住の用に供する宿舍</p> <p>(3) 職員住宅 職員等の居住の用に供する前2号に掲げる宿舍以外の宿舍</p>

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。